

議案第82号

伊丹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

伊丹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和7年12月2日提出

伊丹市長 中田 慎也

理由

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和7年内閣府令第80号）による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）等の一部改正に伴うため。

伊丹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和7年伊丹市条例第 号）

（伊丹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 伊丹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年伊丹市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第26条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

（伊丹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 伊丹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊丹市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第24条第2項中「修了した保育士」の右に「（兵庫県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は兵庫県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。第4項、第30条第1項及び第2項、第32条第1項及び第2項、第35条第3項、第40条第2項、第45条第1項及び第2項並びに第48条第1項及び第2項において同じ。）」を加える。

（伊丹市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 伊丹市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年伊丹市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第23条第1項中「保育士」の右に「（兵庫県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は兵庫県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。）」を加える。

（伊丹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 伊丹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊丹市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号中「保育士」の右に「（兵庫県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は兵庫県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）」を加える。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。